正社員採用を前提として試行的に雇用したい!

トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)

業務遂行に当たっての適正や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけとするため、職業経験、技能、知識等により就職が困難な求職者を短期間(原則3か月間)試行的に雇用(トライアル雇用)する場合に、一定額を助成します!

助成額

試行雇用労働者1人につき月額最大4万円(最長3か月分) ただし、母子家庭の母等・父子家庭の父を対象とした場合は月額最大5万円 なお、雇用期間が1か月に満たない月がある場合は就労日数に応じた額を支給

対象となる労働者

「職業経験、技能、知識等から安定した職業に就くことが困難な求職者」であって、要件を満たし、トライアル雇用が必要であると認めた者

ご利用方法

- ・トライアル雇用を経ることが適当であると公共職業安定所長が認める対象労働者を安定所・紹介事業所等 の紹介で雇い入れることが条件となります。
- ・障害者トライアルコースに関しては厚生労働省HPをご参照ください。
- URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/trial_koyou.html

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。

- 上記助成金の要件や申請手続の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワークへお尋ねください。
 - ・北海道労働局 雇用助成金さっぽろセンター3 F Tel 011-738-1056
 - ・ハローワーク(公共職業安定所) ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

正社員採用を前提として試行的に雇用したい!

トライアル雇用助成金(新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース)

就労経験のない職業に就くことを希望する離職者を、一定期間(原則3か月)試行雇用する事業主に対して支給する助成金です。

対象労働者

次の①から②のいずれにも該当する者であること。

- ① 次のアからイまでのいずれにも該当する者であること
 - ア 紹介日において、離職している者
 - イ 紹介日において、就労の経験のない職業に就くことを希望する者
- ② ハローワーク等の職業紹介の日において、次のいずれにも該当しない者であること
 - ・職業に就いている者
 - ・自ら事業を営んでいる者又は役員等に就いている者
 - ・学校に在籍している者
 - ・トライアル雇用期間中のトライアル雇用労働者

助成額

- 1. 対象労働者が、一週間の所定労働時間30時間以上の無期雇用を希望する場合 対象労働者1人につき月額最大4万円(最長3か月分) 下記【増額要件】を満たす場合は月額最大5万円
- 2. 対象労働者が、一週間の所定労働時間20時間以上30時間未満の無期雇用を希望する場合 対象労働者1人につき月額最大2.5万円(最長3か月分) 下記【増額要件】を満たす場合は月額最大3.12万円

【増額要件】

- ・令和2年1月24日以降、雇用調整助成金を受給していない、かつ従業員を解雇していない。
- ・令和2年1月24日以降、従業員が休業支援金を受給していない。

ご利用方法

- 「トライアル雇用求人」を作成の上、トライアル雇用を経ることが適当であると公共職業安定所長が認める対象労働者を安定所・紹介事業所等の紹介で雇い入れることが条件となります。
- URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou/noudou/koyou/newpage 16286.html

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。

上記助成金の要件や申請手続の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワークへお尋ねください。

- ・北海道労働局 雇用助成金さっぽろセンター3 F Tel 011-738-1056
- ・ハローワーク (公共職業安定所) ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

季節労働者を通年で雇いたい!

通年雇用助成金

季節的業務に就く者を通年雇用した事業主に対して助成します!

支給額

1 事業所内就業及び事業所外就業の場合

申請対象者1人あたり1対象期間に支払った賃金の1/2 (第1回目は2/3) 限度額 1人あたり54万円(第1回目は71万円) 継続3回まで

2 業務転換の場合

申請対象者1人あたり業務転換を開始した日から6か月の期間に支払った賃金の1/3 限度額 1人あたり71万円 1回限り

3 休業の場合

1対象期間に支払った賃金及び、1休業期間に支払った休業手当(最大60日分)の1/3 (第1回目は1/2)

限度額 1人あたり54万円(新規継続労働者は71万円) 2回まで

4 職業訓練の場合

季節的業務に係る職業訓練の経費の1/2 (季節的業務以外の職業訓練は2/3) 限度額 1人あたり3万円(季節的業務以外は4万円) 3回まで

5 新分野進出の場合

事業所の設置等に要した経費の1/10

限度額 500万円 継続3回まで

6 季節トライアル雇用

トライアル雇用終了後、常用雇用に移行した日から6か月の期間に支払った賃金の1/2の額から、トライアル雇用により支給されたトライアル雇用助成金の額を減額した額 - 限度額 7 1万円 1回限り

ご利用方法

厚生労働大臣が指定する業種(林業、建設業、水産食料品製造業等)の事業主が対象です。(季節トライアル雇用は指定業種以外の事業主が対象)

URL : https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/koyouantei.html

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。 上記助成金の要件や申請手続の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワークへ お尋ねください。

- · 北海道労働局職業安定部職業対策課雇用対策係 Tel 011-738-1043
- ・ハローワーク(公共職業安定所) ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

不安定雇用を繰り返している求職者を雇いたい!

特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)

いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃したこと等により十分なキャリア形成がなされなかったために 正規雇用労働者としての就業が困難な者をハローワーク又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により、 事前に対象労働者であることを確認したうえで、正規雇用労働者として雇い入れる事業主に対し、賃金 相当額の一部を助成します!

対象労働者

以下のすべての要件を満たす者に限ります。

- ①雇入れ日現在の満年齢が35歳以上55歳未満の者
- ②雇入れの日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、かつ、雇入れ日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない者
- ③職業紹介を受けた日に安定した職業に就いていない者であって、安定所・職業紹介事業者等において個別支援等の就労に向けた支援を受けている者
- ④正規雇用労働者として雇用されることを希望している者

支給額

対象労働者に支払われた賃金相当額の一部として、6カ月毎に第1期、第2期に分けて次の金額を限度として支給されます。

・大企業

支給額 50万円 … 第1・2期 各25万円

• 中小企業

支給額 60万円 … 第1・2期 各30万円

ご利用方法

- ・以下の要件を全て満たす正規雇用労働者として雇用することが条件となります。
 - ①期間の定めのない労働契約を締結していること。
 - ②所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じであること。
 - ③同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給 形態等の各労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること。
- ・その他、正規雇用労働者の定義が就業規則等で明確に規定されていることなどの要件があります。
- URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158169_00001.html

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。

- 上記助成金の要件や申請手続の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワークへお尋ねください。
 - ・北海道労働局 雇用助成金さっぽろセンター3 F Tel 011-738-1056
 - ・ハローワーク(公共職業安定所) ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。